

供述調書等に指印する際の指の種別の統一について

昭和33年 1月31日
山口刑捜一第132号
山口刑捜二第209号
山口刑防第96号
山口刑鑑第295号
山口備備一第15号
山口備備二第30号
山口備ら第98号

供述調書、上申書、始末書等捜査記録の作成にあたり、指印する際の指の種別が新犯罪捜査規範（178条）に明記されなかったため、どの指で指印させてもさしつかえないと解されているが、そのために各個バラバラの指印が行なわれることは、

- (1) もし指紋対象の必要等問題を生じた場合の処理上不便があること。
- (2) 県指紋票の分類配列が右手基準であること。
- (3) 警察の捜査記録に押す指印は一応統一がとられている方がよいこと。

等から、今後捜査記録に指印させる場合の指の種別を原則として右手示指（右手示指が欠損しているときは左手示指）によることとしたので、所属職員に周知徹底し、処理上遺憾のないようにされたい。